

第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子（案）について

1 計画の趣旨

- (1) 地域住民や地域のボランティア、福祉組織、行政がつながりあってみんな
で困っている人を支え、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするた
めの取り組みとしての「地域福祉」を推進するための計画を策定する。
- (2) 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等これまでの分野ごとの福祉を推進
しつつ、縦割りの福祉では対応が困難なケースとして、高齢の親とひきこ
もりで無職の子どもが同居する「8050問題」、子育てと親の介護の両
方を同時に行う「ダブルケア」等の新たな地域課題等を把握し対応する方
向性を踏まえた計画を策定する。
- (3) 地域共生社会の実現のため、若い人も高齢の人も障がいのある人も、同じ
地域で暮らす一人ひとりが「支え手」「受け手」という関係性を超えて、自
分ができることを可能な限り行ってお互いに助け合い、支え合い、生きが
いをもって元気に安心して暮らしていける社会づくりの方向性の一助と
なる計画を策定する。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画について

地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計
画」として位置づけられた行政計画で、地域福祉推進の全体像を定めるも
の。

【参考】

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる 事項を一
体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努める
ものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、
共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する
事項

(2) 地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に規定された民間団体であ
る社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計
画。

【参考】

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

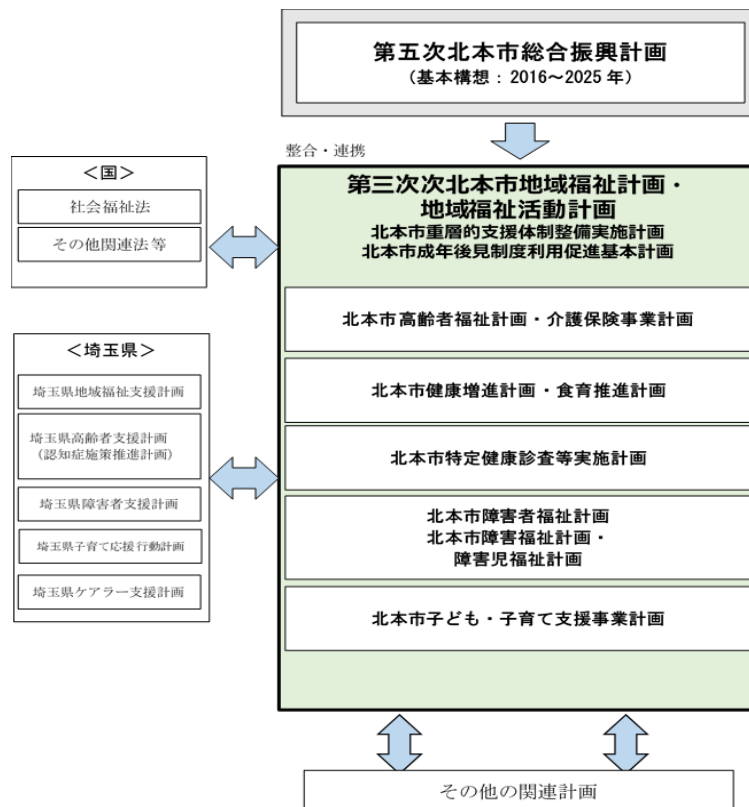
第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 関係計画との関わり

本計画は、北本市全体の基本方針である第五次北本市総合振興計画の下、市の福祉分野の計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。また、社会福祉法第106条の5に基づき策定する重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定する成年後見制度利用促進基本計画を内包する計画とします。

関連計画等との関係図



3 計画の期間

令和5年度から令和9年度（5か年）

4 地域福祉を取り巻く課題

- (1) すべての市民に福祉の心が広がることを目指すため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進するため、今後も広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を継続して行っていくことが必要。また、地域での住民同士の交流を活性化させて、地域の住民同士のつながりを強いものにすることが必要。また、子どもから高齢者、障がいのある人等すべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていくことが必要。
- (2) 地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要。はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要。
- (3) 支援が必要なすべての人が身近なところで相談ができるように、情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要。また、既存のサービスは継続しつつも、様々な背景により生きづらさを感じているすべての世帯に、早期に支援ができる体制づくりが必要。さらには、支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが必要。
- (4) 防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要。
- (5) 複雑的、複合的な様々な困難、生きづらさ抱えた方が、制度の間の影響等により適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要。

5 施策の体系

第三次北本市地域福祉計画の体系（案）			
基本理念	基本目標（案）	基本施策（案）	総合計画・重層的支援体制整備事業等 ____は変更事項、◎は総合振興計画に記載、㊦は重層的支援事業
育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本 (継承)	1 すべての世代に福祉の心を広げる意識づくり	(1) 福祉の心を育む学習機会の充実	◎ (1) 学校教育、家庭教育、公民館活動を通じた福祉意識の向上 ◎ (2) 学校や地域の福祉教育への支援
		(2) 市民同士のふれ合う機会の拡充	(1) 同世代や多世代の交流を図る事業の推進 (2) 地域主体や民間主体の活動への支援
		(3) 市民への情報発信の充実	(1) 効果的な情報発信の実施 (2) 地域資源を活かした情報発信の充実
	2 地域の福祉を支える担い手づくり	(1) 幅広い地域福祉の担い手の育成・確保	◎ (1) 地域主体の福祉活動を支える担い手の確保 ◎ (2) 担い手になるきっかけづくり、専門的な人材の確保
		(2) 担い手が活躍する機会の充実	◎ (1) 多様な分野における活動機会の充実 ◎ (2) ボランティア活動の活性化
	3 支援につなぐ仕組みづくり	(1) 包括的な相談支援体制の充実	◎ (1) 市民ニーズの把握と関係機関との連携強化 ◎ (2) 総包括的な相談支援体制の構築
		(2) 暮らしを支えるサービス・活動の充実	(1) 利用者本位のサービス・事業が提供される環境づくり (2) ニーズに応じた生活支援サービス・活動の推進
		(3) 配慮が必要な人への支援の充実	(1) 生活に困窮している人への自立支援 (2) 必要な支援を受けていない人の早期把握と迅速な支援 (3) 地域資源の活用
		(4) 権利擁護の充実 (成年後見制度利用促進基本計画)	(1) 虐待、差別などの解消による明るい地域社会の創造 (2) 成年後見制度の利用促進
	4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり	(1) 支援を必要とする人を見守る活動の推進	◎ (1) 緊急時に支援を必要とする人の把握方法 (2) 緊急時に支援を必要とする人の情報共有 (3) 緊急時に支援を必要とする人の支援活動の推進
		(2) 安全な暮らしを守る地域環境の形成	(1) 地域の安全な暮らしを守る取り組みの推進
	5 公民協働による地域福祉推進の体制づくり	(1) 重層的な地域福祉ネットワークの構築 (重層的支援体制整備事業実施計画)	㊦ (1) 地域課題を積極的に発見・対応していくアウトリーチ型の新しい取り組みの推進 ㊦ (2) 地域課題を解決するための連携体制の整備 ◎ (3) 協働による地域福祉活動の推進 重 (4) 参加支援事業
		(2) 地域福祉活動の拠点・組織の充実	◎ (1) 地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実 ◎ (2) 支部社協の活性化、公民館活動との連携強化